

活動報告

【会 合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

松 尾 宣 宏

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2016年6月18日、同研究所国際会議室において、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」（以下「本シンポジウム」という。）を開催しました。本稿は、本シンポジウムの概要と、開催に至るまでの広報活動等について述べるものです。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

序 本シンポジウムの広報における一幕

本シンポジウムの約1か月前、本職は、ある大学の法科大学院の企画に参加し、本シンポジウムの広報をさせていただきました。広報に当たり、法制度整備支援の知名度を知りたいと思い、本職は、参加した80名くらいの学生を前に、「本日より前に、『法制度整備支援』という言葉を知っていた方、挙手をお願いします。」と問いかけました。

ここは日本でも有数の伝統を誇り、司法試験にも多数の合格者を輩出する大学でしたが、多く見積もっても、手が上がったのはわずか10名弱でした。

近年、注目を集めるようになったと言われている法制度整備支援ですが、若い世代に知名度があるわけではない…頭では分かっていたつもりだったものの、このときに改めて実感させられました。そして、この出来事は、本シンポジウムの広報を、ひいては、これからの法制度整備支援の広報をどうしていけばいいのか、について考えさせられるきっかけとなりました（本シンポジウムの広報活動については後述します。）。

第1 本シンポジウム開催の経緯

本シンポジウムは、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（通称 CALE。以下、「CALE¹」という。）、公益財団法人国際民商事法センター（通称 ICCLC。²）等との共催による一連の連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」（以下「本連携企画」という。）の冒頭の企画です。

本連携企画は、一連のシンポジウムを通して、主に学生を中心とする若い世代に法制度整備支援やアジア法研究について知ってもらい、次世代のこれらの分野の人材育成に資するためのもので、2009年に法務省がシンポジウムを主催したのを皮切りに、2012年から、①初夏に「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に名古屋大学のサマースクール（一

¹ Center for Asian Legal Exchange

² International Civil and Commercial Law Centre

部、同大学の「夏季セミナー³」との合同企画があります。)、③秋に学生の発表が主体となる「学生シンポジウム」をそれぞれ行う、という3部構成となりました。

シンポジウムの始まりこそ法務省であったものの、特に、3部構成となってからは、企画・運営は共催機関である大学となっていたところ、本年度は、冒頭の①について、当部が企画・運営をすることとなったものです。

第2 本シンポジウムの企画及び広報について

1 企画の方針について

本シンポジウムの企画に当たり、広報のために実施する以上は、広く法制度整備支援を知ってもらいたい、そして、そのためには、1人でも多くの人に本シンポジウムに来てもらいたいと考えました。

これまでのシンポジウムの企画というのは、どちらかという、既に法制度整備支援やアジア法研究の分野に関心をもつ一定の層を対象とし、内容としても各講演者の活動報告としての色彩が強かったように感じられます。

もちろん、既に関心をもつ方々に情報共有することや、法制度整備支援の活動を紹介すること自体は重要です。しかし、法制度整備支援もその取り扱う分野や規模が拡大し、それを担う人材の確保がますます重要となっている中、その人材の裾野を広げていかなければ、この分野の未来が先細ってしまいます。

ですから、もっと広報の点で真に踏み込んだ企画にするためには、むしろ、今まで法制度整備支援を知らなかった層、従来の法制度整備支援の広報では対象にしてこなかった層への周知、理解が重要であると考えました。

法制度整備支援は、様々な立場の方の協力、協働があって行われ、その担い手は、弁護士、検察官及び裁判官等の法律家を始め、国際協力機構（JICA。以下「JICA」という。）の方々、研究者、大学機関等、多くの選択肢があります。そこで、当部としては、法制度整備支援の基本的な情報を提示するとともに、次世代の法制度整備支援の担い手である若い世代の方々に対して、将来のキャリアパスを提示できるような企画にしようと考えました。

具体的な内容は後述しますが、法制度整備支援の担い手たちに関する概要のプレゼンテーションを行った後、大学教授、弁護士の先生からそれぞれ基調講演をいただき、様々な立場から法制度整備支援に関わっているの方々による、「キャリアパス」にフォーカスしたパネルディスカッションを行うという構成としました（最後に、個別の質問に答えるセッションも設けました。）。

2 本シンポジウムの広報について

本シンポジウムに一人でも多くの人に来ていただくためには、本シンポジウムの開催自体をただ単純に伝えるのではなく、そもそも法制度整備支援自体をあまり知らないと

³ 毎年夏、CALEが法制度整備支援の対象国を中心に海外に設置している「日本法教育研究センター」の外国人学生が来日して、日本法等の講座を受講するセミナーである。

思われる、広報の対象である若い世代に対して、「そもそも法制度整備支援って何?」「法制度整備支援がどうして自分に関係があるの?」という疑問に応えられるような広報をしなければならず、そのためには、ただお知らせを配って「よろしく」というだけでは到底困難で、やはり、足を使って各地に直接赴いて広報をすることが必要だと考えました。

当部専門官がフライヤー（プログラムを御紹介するものとして文末に添付しました。）を作成し、また、このフライヤーをポスターにしたものを作成するなど、充実した宣材が整った段階で、当部教官が、関西地区のさまざまな大学、法科大学院、司法修習生、弁護士の先生方の下に直接足を運び、時には、授業時間や進路説明会の時間の一角をお借りして、学生らに本シンポジウムや法制度整備支援について直接プレゼンテーションをし、時には教授等、指導者に当たる方々に法制度整備支援の意義や本シンポジウムの意義をじっくり聞いていただくなどし、本シンポジウムの広報を依頼しました。

このような、「どぶ板」（選挙運動用語っぽいですが…）的な広報活動は、当部としても未経験でした。当部の所在する関西地区では、法制度整備支援に関する定期的な講義が開講されている大学があまりなく⁴、法制度整備支援自体の知名度が低いことから、その意義を伝え、かつ、本シンポジウムへの参加の呼びかけに耳を傾けてもらうには、相当工夫しなければなりませんでしたが、本職を含めた当部の教官にとっては、貴重な経験となりました。

本シンポジウムの広報のため、このようなどぶ板的な広報のみならず、国際機関に関心がある人向けのフェイスブックページに投稿を試みたり、法務省公式ツイッターでつぶやいてみたり、当部教官の知り合いの記者を通じて新聞の地方版に告知記事を載せていただくなど、様々な方法を試みました。

その甲斐あってか、広報を始めた当初は、やや低調気味であった参加申込者数も、6月に入る頃には飛躍的に増え、申込締め切り日近くになると、むしろ会場に参加者が入りきることか、収容人数と椅子の配置を心配するまでに至りました。

そして、本シンポジウム当日には、145名もの参加者をお迎えすることができました。学部生、法科大学院生、司法修習生及び弁護士等法曹、というあらゆる層の方々からまんべんなく来ていただき、また、学生及び法科大学院生に関しては、出身大学に偏りなく⁵参加していただくことができました。

⁴ 関西大学法科大学院において、村上幸隆弁護士による「法整備支援論」が開講され、また、神戸大学大学院国際協力研究科においても、同様の講座が開講されている。

⁵ 参加者の出身大学は、少なくとも12大学に及んだ。



当日は、たくさんの方に御参加いただきました

第3 本シンポジウムの内容

本シンポジウムは、当部部長・阪井光平からの冒頭挨拶における、「Anyone can 法整備支援！」というキーワードで幕を開けました。阪井部長には、国際協力の意味や法制度整備支援に対する強い理解と、その道を歩もうという熱い情熱があれば、誰でも法制度整備支援の担い手になれるということ、本シンポジウムがその第一歩になるということ forcefully 語っていただきました。

1 第1部「法分野の国際協力の全体像を知る」

本シンポジウムのテーマの柱は、先に述べたとおり、「キャリアパス」であり、参加者の皆さんに、新しく法制度整備支援の担い手になっていただきたいという思いがありました。そこで、本職からは、法制度整備支援の担い手には、どのような人たちがいるのか、ということを中心にプレゼンテーションをさせていただきました。具体的には、「法務省」「JICA」「弁護士」「研究者」「大学等機関」による、法制度整備支援への関与について概説しました。

法務省と JICA については、法制度整備支援事業において当部及び JICA が行っていること、JICA 長期派遣専門家として派遣されると、現地で対象国のカウンターパートに寄り添いながら法制度整備支援活動をするなどをお話しさせていただき、JICA 法制度整備支援プロジェクトについて具体的なイメージをもってもらうために、ラオスのプロジェクトオフィス紹介の動画上映もプレゼンテーションに組み込みました(なお、動画上映に関し、「音声聞き取りづらかった」との声がありましたところ、この場を借りてお詫び申し上げます。)

弁護士については、JICA 長期派遣専門家としての関与、日本弁護士連合会が行う国際司法支援活動への参加、近時、専門性の高い分野での協力を求められる法制度整備支援において、知的財産法分野など、専門性の高い得意分野を活かして、研修やセミナーの講師を務めるなどの関わりについてお話しさせていただきました。

研究者については、その専門的知識を活かして、法務省及び JICA の法制度整備支援活動における、いわゆる国内アドバイザーグループ委員として御協力いただいているということや、対象国における調査研究を行うことで、現地制度の理解を促進するとい

う役割についてお話しさせていただき、大学等機関については、日本及び対象国における学生への法学教育による人材育成という役割を担っていることなどについてお話しさせていただきました。

それぞれの立場の方々に、この後のプログラムで詳しいことをお話ししていただくことから、本職のこのプレゼンテーションにおいては、それぞれの役割・アプローチについて、なるべく簡潔に御紹介するようにした次第です。

2 第2部 基調講演

(1) 「法制度整備支援への様々なアプローチ」(松尾弘教授)

第2部では、参加者の方々に、まずは法制度整備支援についての基礎知識や、法制度整備支援にかかわることは様々な意義があるということを御理解いただくために、この分野で精力的に御活躍されている、慶應義塾大学大学院法務研究科・松尾弘教授に、「法制度整備支援への様々なアプローチ」という標題で御講演をいただきました。⁶

松尾教授からは、まず、法制度整備支援が、法規定の整備だけではなく、法を運営する組織や人材育成、その適用を受ける市民側の法的能力の向上、さらには、それに関連する社会調査、法情報インフラの整備など、広い範囲の活動を指していること、立法支援や法曹人材養成支援を中心に、日本の法制度整備支援は20年以上にわたって続けられてきたこと、日本の法制度整備支援の特徴として、最初から日本法を相手国にコピーしようというものではなく、また、立法支援にとどまるものではなく、相手の国に本当に根付く法制度とは何なのだとことを考えて努力してきたものなど、日本の法制度整備支援の基本的な内容を御説明いただき、さらに、御自身が関わられたネパール、ラオス、カンボジア等の民法の起草、改正支援におけるエピソードをお話しいただきました。

松尾教授は、法制度整備支援の意義について、まずは法的なルールを作り、それを担う人材が育ち、更に法の適用を受ける市民が実際にそれを使えるようになって、はじめて法制度整備支援が現実の存在となっていくことをお話しされ、いつでもどこでも誰でも必要な法情報と納得のいく法的な救済をリーズナブルなコストであまねく受けることができる、そういう空間が社会の隅々にまで行き渡っている状態(松尾教授はこれを「法ユビキタス」と呼んでいました。)を目指すのが法制度整備支援である、とお話しされていました。

そして、松尾教授の御講演は、法制度整備支援の意義の広がりとして、日本企業が法制度整備支援の対象国に活動を展開するに当たり、対象国の法制度が整備されることによって、対象国にルールの遵守を促し、コンプライアンスを求める基準作りの意識が醸成される、という経済面での意義とともに、法制度整備支援を通じて、地球上の一つでも多くの国が良い統治を構築できるように、多くの国が相互に協力する関係、法整備協力のネットワークを構築するという安全保障面での意義のお話にも及びました。

⁶ なお、本講演のスライドは、松尾教授のホームページに掲載されているので、御関心のある方は御覧いただきたい。<http://www15.plala.or.jp/Matsuo/>



松尾教授による御講演

最後に、松尾教授は、御講演のタイトルともなっている、法制度整備支援への様々なアプローチについて、4つの点を挙げられました。

1点目は、法制度整備支援が、法の背景にある歴史や文化、社会と密接に関連することから、社会の変化と連動するという法の基本的な機能にアプローチできるという法学入門としての意義を有していること、2点目は、法制度整備支援が、法分野だけでなく、開発経済学や開発政治学との関連を視野に入れた学際的なアプローチによる研究分野としての意義を有していること、3点目は、法制度整備支援が、法的ルールを相手国の社会の歴史や現在の社会構造を踏まえて、現実に妥当しているルールとして解釈する方法を探求するという異文化社会の理解としての意義を有していること、4点目は、法制度整備支援が、様々な規準や規格や仕組みを作り出すことで、社会の仕組みをよくしていくという、実践としての意義を有していることです。

本シンポジウムにおける松尾教授の御講演は、法制度整備支援がこれまで何をしてきたか、現在、どのような局面を迎えているのか、これからどのようにあるべきかという法制度整備支援の過去、現在及び未来にわたるものであり、法制度整備支援にこれまで馴染みのなかった参加者の方にとっても、そのアウトラインを理解するに必要かつ十分な内容であったと思います。

(2) 「国際弁護士と法制度整備支援」(国谷史朗弁護士)

第2部のもう一つの講演では、いわゆる国際案件・企業法務を多く取り扱っている、大江橋法律事務所の代表である国谷史朗弁護士に、「国際弁護士と法制度整備支援」という標題で御講演をいただきました。国谷先生は、日本弁護士連合会の国際交流委員会の委員長をお務めになった御経験を有していますが、先生御自身も御講演の中で仰っていたように、法制度整備支援の分野のみに特化して活動されてきたわけではありませんでした。

法制度整備支援は、近時、法の支配の確立という原点に加え、上にも述べたとおり、日本企業の投資環境整備という側面も新たに加わっている状況下、これからの法制度

整備支援においては、国谷先生のような、国際分野を取り扱う弁護士の方々との連携も必要であり、企画段階において、そのような分野の弁護士から見た法制度整備支援についてお話しいただきたい、と考えていましたが、その内容にとどまらず、国谷先生の御講演の話題は多岐にわたり、弁護士による法制度整備支援への関与全般について広く触れる内容となっております。

国谷先生からは、まず、御自身の経歴についてお話があり、御自身が関わられていた日本弁護士連合会の国際交流委員会で法制度整備支援に関与するようになった経緯などについてお話がありました。

弁護士が法制度整備支援に関わるに当たり、国谷先生からは、以前は、法制度整備支援で対象国に派遣されても、帰国後の仕事と直結することは少なかったが、ここ数年は、対象国に日本企業が進出し、その地域に展開している法律事務所の存在が広がってきたことで、いわゆるビジネスローヤーとして活躍している層と、弁護士として法制度整備支援に関わっている弁護士の層が重なってきており、弁護士として法制度整備支援に関わり、対象国で仕事をした経験があると、弁護士としての仕事と直結する時代になってきていることから、プロボノ活動（無償の奉仕活動）としてではなく、ビジネスチャンスの1つとしての法制度整備支援という面が出てきている、ということをお話ししていただきました。

国谷先生は、弁護士の業務についてのお話の中でも、東南アジア地域にグループ会社の重要な拠点を設ける会社が日本企業でも増えている中、弁護士の業務の一つであるコンプライアンス業務を行うに当たり、コンプライアンスの基本である法令、倫理規範を対象国において実際に体得しているような人物は、体と心でコンプライアンスの意識を体得されているので、そのアドバイスがグループ会社のコンプライアンス上もこれからますます重要視されるのではないかとお話しになっていました。



国谷先生による御講演

国谷先生からは、最後に、カンボジアで御経験された印象的なエピソードについてお話がありました。

国谷先生は、カンボジアにセミナーの講師として行かれた際、カンボジアの弁護士会会長から、「今回、弁護士の皆さんに来ていただいて、私たちは非常にありがたく思っている。私の人生はもうすぐ終わるかもしれないが、カンボジアの川と大地は、皆さんのことを忘れない。永久の大地のために皆さんが働いてくださったことは、ずっとカンボジアの土に残る。」と言われたそうです。国谷先生は、その言葉を聞いて、「胸が熱くなり、カンボジアの制度を微力ながら支援できたことに理解が得られた。」と思ったそうで、最後に、参加者の皆さんに対する、「自分がカンボジアで感じた思いを、一人でも多くの皆さんに共有してほしい。」とのメッセージで、御講演を締めくくられました。

3 第3部「アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパス」(パネルディスカッション)

第3部では、様々な立場から法制度整備支援に関わっている方々によるパネルディスカッションを実施しました。

パネルディスカッションにおいては、それぞれの立場からの法制度整備支援への関わり方や、法制度整備支援において必要とされる要素等について、パネリストの方々にお話しいただくことで、参加者の皆さんが、自分のキャリアパスについて考えることができるきっかけになればいいと思いました。

パネリストは、当部の伊藤浩之副部長(検事としての法律実務経験後、当部の教官を経て、ラオスのJICA法制度整備支援プロジェクトに長期専門家として派遣)、摂南大学の大川謙蔵講師(ラオス民法アドバイザーグループの委員を務めるなど、研究者として法制度整備支援に関与)、名古屋経済大学の中村真咲准教授(研究者として、また、CALEのモンゴルの日本法センターの設立に関与するなど、大学関係者として法制度整備支援に関与)及びJICAの竹内麻衣子課長補佐(JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チームにおいて、JICAの法制度整備支援事業を担当)の4名で、モデレーターを当部の石田正範教官が務めました。



パネルディスカッションの様子

パネリストの方々から、それぞれ、自身が法制度整備支援に関わった経緯についてお話しいただいた後、パネルディスカッションは、法制度整備支援に関わることのやりがいや面白さについて、法制度整備支援のキャリアパスにはどのようなものがあるかについての話題となりました。

伊藤副部長からは、当部教官の立場では、「本邦研修⁷において、どのようなプログラムを構成し、どういう講義をすればよいのかを関係者と協議し、研修に来た方々に喜んでもらえること」、長期専門家の立場においては、「現地に駐在し、日々カウンターパートの皆さんと接し議論する中で、相手方から頼りにされて、いろいろなことを聞かれて一緒に考えること」などが、やりがいや楽しみとなっているとお話があり、大川講師からは、「自分たちが提供した情報によってこのように表現が改正されたなど、目の前で法律案が動いているということ」、「将来どのような形で実を結ぶかは分からないが、いずれ法案として提出され、法律になったときに、それによって国がどう動いていくのかを想像すること」などが、やりがいや楽しみとなっているとお話がありました。

中村准教授からは、法整備支援に関わることのやりがいや楽しみとして、「長期留学や研究などで、どっぷりその国に浸かることで、一緒に机を並べた仲間がどんどんその国での立場を向上させていき、当初アクセスできなかった情報に次々接することができ、その結果、新聞等のニュースだけでは分からない、現地の法と社会のダイナミックな動きが理解できること」が挙げられました。中村准教授からは、さらに、名古屋大学の日本法研究センターについて、法学研究者と日本語教育の研究者が協働してカリキュラム等を作成することで、日本語で日本法を教え、対象国の現地法との比較法研究を可能とする同センターの取組みが紹介されました。同センターは、法制度整備支援の対象国において、現地の学生に日本語で日本法を教える特任講師を派遣しており、弁護士等になって、この特任講師として法制度整備支援に関わるというキャリアパスについても紹介していただきました。

竹内課長補佐からは、JICAでのキャリアパスにおける法制度整備支援の位置づけについて、以前はあまり知られていなかったが、最近では、国際協力の視点から法に関わりたい、法制度整備支援をしたいとの理由でJICAに入ってくる人が増えたことなどのお話がありました。

また、国際協力に携わるに当たって、法制度整備支援に関わるに当たり、必要とされる語学力についてどのように考えればいいのかというモデレーターからの問いかけに対しては、パネリストごとに、実際に国際協力の現場に携わった方ならではの、実践的な回答がありました。

伊藤副部長からは、英語について、派遣の資格としてはそれほど高い点数が要求されるわけではないが、ラオスのプロジェクトオフィスで勤務した際、現地語（ラオス語）と英語を解するスタッフしかいない時期だったので、英語でコミュニケーションをとる

⁷ JICAが支援対象国から研修員を日本（本邦）に招へいして行う研修のこと。法務省が受入れ機関となり、当部において主に研修の企画・運営を行っている。

必要が大きく、また、他国のドナー⁸との会合でのコミュニケーションには英語が必要だったという御経験を踏まえて、英語の習得は頑張っておいた方がいいということ、また、現地語については、通訳を介しても自分で分からない部分について分かるようになりたいとの思いから、現地で習得するために努力したということについての話がありました。さらに、自分で現地語を学ぶだけではなく、法律という、言葉が重要な要素を占める分野において、日本語と現地語を相互に理解できる通訳、現地スタッフを育てることも取り組んだ、という話もされ、語学の重要性について強調されていました。これに加え、他のパネリストの方々からも、英語の重要性はもちろんのこと、現地語を習得することの重要性がそれぞれ語られました。

さらに、パネルディスカッションの話題は、法制度整備支援に取り組むに当たり、身につけておけばよかったと思うことにも及び、伊藤副部長からは、「求められればその場で対応する形で色々な要請に応じてきたから、これをやっていればよかった、ということはないが…」という前置きの後、比較法という視点の大切さ、具体的には、日本法について、なぜそうなっているのかという理解を深めるとともに、他の国ではどのような法制度になっているかということにも関心をもつことが大切である、ということについて話がありました。

パネルディスカッションは、その後、会場から挙げた質問をきっかけに、パネリストの方々だけでなく、本シンポジウムに参加者としていらっしゃった法律実務家・研究者の方々にも御発言を求める形で広がっていき（なお、アンケートの中には、このように、会場全体を巻き込む形で広く参加者の意見を拾う形式に対する賛同の声が複数見られました。）、法制度整備支援の意義を情熱をもって訴える意見や、あえて苦言を呈することで、法制度整備支援に関わることの意義について問題提起を試みる意見等、それぞれの立場から、活発な意見交換がなされました。

最後に、パネリストの方々から、法制度整備支援に関心を持つ若い世代へのメッセージをいただき、パネルディスカッションは幕を閉じました。

第4 本シンポジウムを終えて

その後、サマースクールの案内や、個別の質問に答えるセッション等を経て、本シンポジウムは盛況のうちに終了しました。

アンケートの結果の中には、もちろん、傾聴すべき改善点もあり、それは今後の企画や広報活動に是非取り入れていきたいと思っておりますが、概ね、本シンポジウムの企画に好意的な御意見をいただけたこともあり、ほっと胸をなで下ろしているところです。

本職自身、本シンポジウムを行うまで、法制度整備支援をどのようにして広報していくかというテーマについて、まともに考えたことはありませんでした。

しかし、本シンポジウムの広報を通じて、法制度整備支援の広報には、真に目の前にい

⁸ 支援をする者

る相手に伝えたいという熱意と、それぞれ相手の置かれた立場や知識の程度等を慮りつつ、伝える文脈を真摯に、しかし戦略的に考え抜くということが大切であるとの思いに至り、それは、相手の置かれた立場や背景に応じて、相手の改善・発展のためのアプローチを相手に寄り添って一緒に考えていくという、日本の法制度整備支援の姿そのものなのではないかと思いました。これからも、法制度整備支援に携わる者としては、その広報の意義を日々考え抜き、実践していく所存です。

最後になりましたが、お忙しい中、御登壇を快諾いただいた講演者・パネリストの方々、法制度整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨につき深く理解していただき、数多くの方に参加を呼びかけてくれた方々、初めての精力的な広報活動や、たくさんの参加者をお迎えするに当たり、周到な準備に御協力いただいた当部の教官や専門官の方々に対して、この場で深く御礼を申し上げますこととし、本稿を終えることとしたいと思います。ありがとうございました。

連携企画

アジアのための国際協力 in 法分野 2016

法整備支援へのいざない

参加費無料

2016. 6. 18 SAT

13:00~17:30 (開場12:30)

法務省法務総合研究所「国際会議室」

大阪市福島区福島1丁目1番60号 (大阪中之島合同庁舎2階)

第1部

法分野の国際協力の全体像を知る

13:10~13:30 松尾 宣宏 法務省法務総合研究所国際協力部教官

第2部

法制度整備支援への様々なアプローチ

13:40~14:10 松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

国際弁護士と法制度整備支援

14:20~15:00 国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士

第3部

アジアのための国際協力への

アプローチとキャリアパス(パネルディスカッション)

15:20~16:40

モデレーター: 石田 正範 法務省法務総合研究所国際協力部教官

パネリスト:

伊藤 浩之 法務省法務総合研究所国際協力部副部長/元JICAラオス法整備支援長期専門家

大川 謙蔵 摂南大学法学部講師

中村 真咲 名古屋経済大学准教授

竹内 麻衣子 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 課長補佐

少人数質問セッション ※任意参加

16:50~17:30 上記パネリスト等参加

◆主催

法務省法務総合研究所, 公益財団法人国際民商事法センター, 慶應義塾大学大学院法務研究科, 神戸大学大学院国際協力研究科, 名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター, 早稲田大学法学学術院・比較法研究所

第1部

法分野の国際協力の 全体像を知る

松尾 宣宏 法務省法務総合研究所国際協力部教官

『法制度整備支援って何??』
『どんな人がどう関係してるの??』

まずはそこからご案内します!!

第2部

法制度整備支援への 様々なアプローチ

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

法制度整備支援は、色々な人の、色々なアプローチから成り立っています。理論と実践の側面から、法制度整備支援の「これまで」「今」、そして「これから」についてお話しします!!

国際弁護士と法制度整備支援

国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所・弁護士

第3部

アジアのための国際協力への アプローチとキャリアパス (パネルディスカッション)

伊藤 浩之 法務省法務総合研究所国際協力部副部長/元JICAラオス法整備支援長期専門家
大川 謙蔵 摂南大学法学部講師
中村 真咲 名古屋経済大学准教授
竹内 麻衣子 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 課長補佐

元長期派遣専門家、研究者、JICA職員...専門家が一度に集結して、アジアのための国際協力へのアプローチとキャリアパスについてお話しします。
皆様からの質問もお待ちしております!!

あなたも 次世代の法制度整備支援に携わってみませんか?

法務省法務総合研究所「国際会議室」

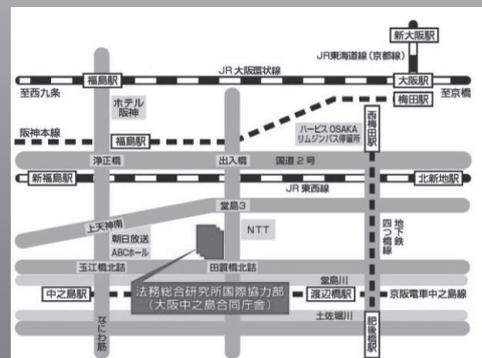
〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号

大阪中之島合同庁舎2階

※当日は土曜日のため地下1階入り口よりお入りください。

T E L : 06 - 4796 - 2153 (代表)



【申込み方法】お名前・所属・連絡先(メールアドレス)等をご記入の上、
6月8日(水)までに下記アドレスにお申し込みください。

⇒icdmoj@moj.go.jp

※ご不明な点がございましたら、06-4796-2153までお問い合わせください。